

広報 やいづ

号外

昭和35年10月15日発行

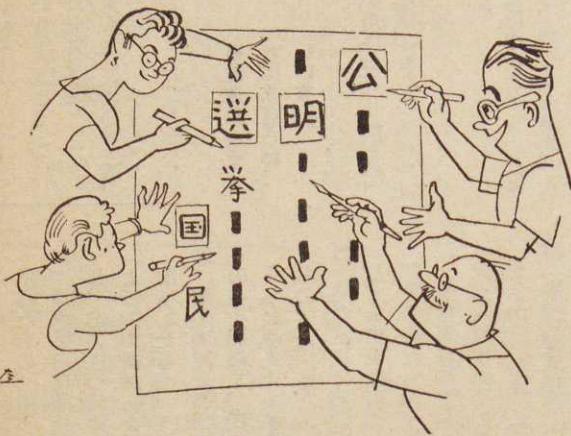
発行所 焼津市役所

編集兼発行人 増井 弘

印刷所 蒔田印刷所

定価 2円

選挙特集



クイズの正解はこれです

選挙違反を監視しましょう

「立派な代表を選びましょう」ということは、もう何年
◇…近く衆議院議員の総選挙が行なわれます。
◇…有権者のみなさん、こんどの選挙…
◇…こそは、正しく明るいものにし、立派…
◇…な代表を選び出して、日本をもつとす…
◇…ばらしい国にしましょう。



基本選挙人名簿について

選挙権は憲法でも保障されている私たちの大切な権利です。しかし、いくら選挙権があっても選挙人名簿にのっていなければ投票ができません

この選挙人名簿のうち、毎年九月十五日現在で作られる基本選挙人名簿は、十一月五日から十九日までの十五日間、

市役所でみなさまにお見せすることになっています。そして十二月二十日に確定され、その後一ヵ年間各種の公職の選挙に使用されます。

したがって近く行なわれる衆議院議員の選挙は、現在調整中の名簿（昭和三十五年九月十五日現在のもの）は使わ

ず去年三月に行なわれた市長選挙のときの選挙人名簿を使っていますので、この名簿にのっていない人、またはその後選挙権を取得された人は必ず補充選挙人名簿の登録申請をしてください。

もの間、繰り返し叫ばれている国民全部の声です。言うまでもないことが、国民の意見が正しく反映されなければならないこの選挙にあたって、選挙のルール（規則）を守らず、ルール違反のあの手この手を使って有権者の判断をまどわし、票を集めなどという行為は、もつとも悪質なもののです。それは選挙を汚し、有権者を無視するものです。

選挙を正しく明るいものにするためには、すでに多くの努力がなされてきました。候補者の方も、なんとか当選しようとして、いっしうけんめいなのですから、こういった違反行為によつて一票でも得票がふえる限りは、選挙違反はなかなかならないのです。どうしても私たち有権者が、違反行為をきびしく批

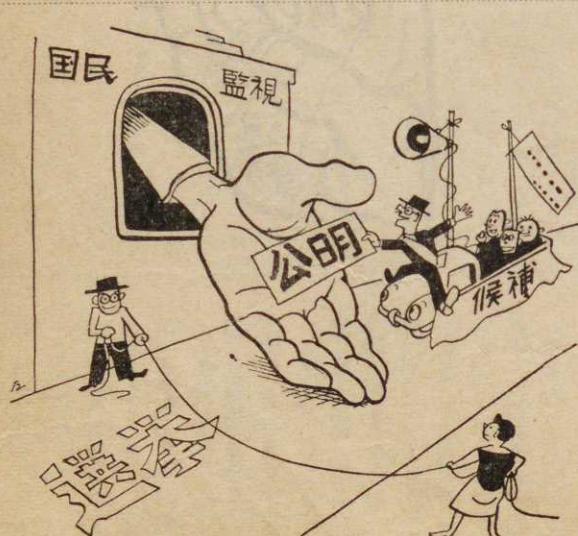
判し、違反行為をした候補者には票がないようにして

私たちの手で選挙違反を締め出さなければなりません。

有料道路

手形をみせて下さい

穴戸 左行



運動前事

この手

事前運動とそ
れにまぎらわ
しい事例

選挙運動は、立候補届けをしたあとで始めることになつてゐるのに、選挙の公示もされていない現在もう選挙運動が始められている状況です。これが事前運動で、いわば運動会で出発合図のビストルがならないうちにスタートするようなもので選挙法で固く禁じられています。



選挙期間中の運動

義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされないで、自分の自由な意志で選びましょう。

さて、いよいよ選挙の期日立候補の届け出が行なわれ、天下晴れて選挙運動が開始されることになります。しかしこの選挙運動を放任したのでは、たとえば、金持ちや特別の地位にある人だけが有利になつたり、いかがわしい運動行なわれたり、さらには、私たちの日常生活のじやまにするような方法で運動が行なわれたりするおそれがあります

今月の納税

市県民税 第三期分

国保税 十月分

税金は納期日までには必ず納めましょう

- 2 近ごろの事例のうちから事前運動とまぎらわしいものをひろってみました。
- 1 時局講演会名目で選挙人を集め、「総選挙が行なわれることは確実である。その際はよろしく」とあいさつしたもの。
- 2 町内会の会合と称して後援会を結成し、印刷物を配布し、酒・折詰、タオル等を供与したもの。
- 3 後援会婦人数百名を温泉に招待し、「よろしくお願ひします」とあいさつし、菓子類を提供したもの。※
- 14 「次期総選挙に立候補す

- 10 金数万円を寄付したもの。各種団体等を観光バスで温泉に招待してあいさつしたもの。
- 11 選挙区内にあいさつ状を頒布し、数百名の参集を求めて、講演会の開催後宴会をしたもの。
- 12 署名運動を行なう際に「国会解散の時は、○○代議士をよろしく頼みます」と依頼させたもの。
- 13 機関紙号外にゴム印で氏名を押印し、新聞紙折込みで配布を依頼したもの。

- 21 選挙区内で演説会を開催し、参集者数百名に映画を観賞させたもの。
- 22 視察報告演説会を開催し、氏名入り手ぬぐいを配布したもの。
- 23 後援会を結成し、若干の会費をとつて飲食させたもの。
- 24 道路起工式に際し、氏名入りふろしきを配布したもの。
- 25 同窓会で講演の席上、立候補後の応援を依頼したもの。
- 26 後援会結成趣意書を新聞に折り込み配布したもの。
- 30 氏名入りの大相撲星取表。

演技過剰

宍戸 左行



- 27 写真入りうちわを配布したもの。
- 28 学校運動会に際し、氏名入り手ぬぐい、鉛筆を寄贈したもの。
- 29 松茸狩りを催し、立候補あいさつを行なつたもの。
- 30 氏名入りの大相撲星取表。
- 31 商品宣伝に便乗して氏名入り鉛筆等を配布したもの。
- 32 入り推せん依頼状を多数配布したもの。
- 33 氏名入りたれ幕を店舗入口に掲げたもの。
- 34 時候見舞あいさつ状を配布したもの。
- 35 氏名入りチラシを配布したもの。
- 36 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 37 会員を温泉旅行に招待したもの。
- 38 立候補者推せん決定の旨印刷したポスターを配布したもの。
- 39 成人祝いに際し、映画見物に招待したもの。
- 40 団体にテーブル掛けを寄贈し、その披露宴を催したもの。
- 41 年賀はがきを多数配布したもの。
- 42 立候補者推せん決定の旨印刷したポスターを配布したもの。
- 43 氏名入りチラシを配布したもの。
- 44 成人祝いに際し、映画見物に招待したもの。
- 45 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 46 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 47 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 48 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 49 氏名入りカレンダーを配布したもの。
- 50 氏名入りカレンダーを配布したもの。



この政治を行なうのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。立派な代表者を選びましょう。

森吉正照



- ※4 選挙区内の有力者等数
十名を招いて、酒肴の餐應
をしたもの。
5 選挙区内有力者等を歴訪
し、タオル、ふろしきなどを
配布したもの。
- 6 氏名入り印刷物多数を選
挙区内に郵送配布したもの
7 「国会情勢報告〇〇〇」
と大書したポスターを、多
数掲示したもの。
- 8 経歴書、あいさつ状、氏
名入りタオル、氏名入り時
刻表等を頒布したもの。
- 9 選挙区内の祭礼等に、現

- 10 上京した団体の宿舎を訪
問し、「今度総選挙の際は
自分も立候補するからよろ
しく頼む」と依頼し、酒食
を提供接待したもの。
- 11 のど自慢コンクールの際
○○賞として数千円を一位
入賞者に贈呈したもの。
- 12 選挙区内的学校に、応接
室用のセットを寄贈したも
の。

- 13 選挙運動のポスターには
都道府県選挙管理委員会の
検印が必要で、検印のない
ものは違反ポスターです。
(ただし、選挙事務所を表
示するため選挙事務所にか
かげるポスター、演説会場
街頭演説会の場所で用いる
ポスター、選挙運動用自動
車、船舶にとりつけて用い
るポスターは別です)

そ の 他

- ▽ 特定の候補者に投票して
くださいとか、また投票し
ないでくださいとか頼むた
めに一戸一戸訪ねることは
禁止されています。
- ▽ 街頭演説は、夜九時から
翌朝六時までの間は行なえ
ません。

- ▽ このようにのべてきます
と、それでは、候補者と運
動員以外の一般有権者は、
この人ならぜひ当選させて
やりたいと思う人があつて
も、何も運動はできないと
かという疑問をもたれると
思います。なるほど文書に
による運動など金のかかる運
動はほとんどできないこと
になっていますが、それ以
外の運動、たとえば町で偶
然出合ったりバスに乗りあ
わせた知人に對して投票を
頼んだり、電話で投票を頼
んだりするのは自由です。
ただ知人宅を訪ねてまわる
と戸別訪問の禁止にふれる
ことになります。このほか
にも自分の推す候補者の事
務所へ行つて選挙用はがき
をもらってきて知人に出し
たり個人演説会や街頭演説
に参加したりすることもで
きます。(ただし、未成年
者は選挙運動ができません
し、公務員には一定の制限
があります)

- ▽ だれでも、選挙運動に関
して飲食物をふるまつては
(うらへづく)
- ▽ 候補者、選挙運動員
補者の家族の氏名等を記入
して、時候見舞状とか、こ
れに類したあいさつ状とか
を、選挙区内に配つたり掲
示したりすると違反になり
ます。

文書による 選挙運動

そこで、選挙法は、選挙運動が公正に行なわれるよういろいろな制限を加えています。

選挙運動のために配ること
のできる文書は、候補者
一人につき限られた枚数の
通常はがき(選挙用である
旨表示されています)があ
るだけで、他はいつさい禁
止されています。これ以外
のはがき、チラシ等使うこ
とはできません。

▽ 選挙運動のポスターには

都道府県選挙管理委員会の
検印が必要で、検印のない

ものは違反ポスターです。

(ただし、選挙事務所を表
示するため選挙事務所にか
かげるポスター、演説会場
街頭演説会の場所で用いる
ポスター、選挙運動用自動
車、船舶にとりつけて用い
るポスターは別です)



